



年 4 月)」の「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出 5 営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

- ◇ 評価結果の通知：2023 年 8 月 25 日（金）までに個別通知  
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。
- ◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載[コンサルタント等契約における失注説明の取扱いについて | JICA について - JICA](#)のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止め、評価結果通知の別紙により評価点及び業務従事予定者の個人名を全競争参加者に通知しますので、ご了承の上、応募願います。

#### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
  - 1) 業務実施の基本方針 16 点
  - 2) 業務実施上のバックアップ体制 4 点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
  - 1) 類似業務の経験 40 点
  - 2) 対象国・地域での業務経験 8 点
  - 3) 語学力 16 点
  - 4) その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国及び類似地域	ウズベキスタン、タイ及び全途上国
語学の種類	英語

#### 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：応募を排除する者はありませんが、本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。
- (2) 必要予防接種：特になし

## 6. 業務の背景

（ウズベキスタン）

ウズベキスタン共和国（以下「ウズベキスタン」）は、中央アジアで最大の人口を有する国であり、天然ガス、金、綿花等の輸出増と継続的な公共投資の効果で経済成長を遂げているが、発電設備の老朽化等から、十分な電力供給量を安定的に確保できていない状況である。また、人口増加等に伴う電力需要の増加に対応するため、電力供給設備の整備だけでなく、需要側の効率的な電力使用も求められている。上記を示す法令として、2017年5月の「ウズベキスタン開発戦略 2017-2021」において、エネルギー消費の削減努力（省エネ）が重要であると述べられており、後の「ウズベキスタン開発戦略 2022-2026」の中では2026年までにエネルギー効率を20%向上させ、大気への有害ガスの排出を20%削減することが明記されている。また、大統領令 PP4779 の中では、2030年にエネルギー効率を1.5倍（省エネ率1/3に相当）にするという高い目標を掲げている。本案件は、上記を背景としたウズベキスタン国政府からの支援要請をもとに、省エネルギー政策推進に係わる関係者の能力向上を目標として実施するものである。具体的には、エネルギー管理士制度・エネルギー診断制度の構築、Zero Energy Building (ZEB) 実証パイロットプロジェクトの実施、省エネルギー基準の強化及びエネルギー効率機器の普及促進を計画している。

（タイ）

タイ王国（以下「タイ」）では、エネルギー効率化計画 (EEP) 2018-2037 において、2037年に2010年比30%のエネルギー効率向上を目標としている。本案件は、この目標の実現に資するため、タイ国政府からの支援要請をもとに、ZEBの導入促進と、ヒートポンプ技術の有効活用を図るものである。タイ代替エネルギー開発・効率局 (DEDE) は、国際基準を満たすタイ独自のZEBガイドラインの策定、ビルオーナーやデベロッパーに対する政府のZEB支援プログラム（実証プログラム、補助金プログラム）の策定など、ZEBコンセプトの普及に向けた取り組みの必要性を認識している。また、JICAによるタイにおけるヒートポンプ導入事例については、2018年度民間提案型技術協力「環境配慮型冷温水同時取出しヒートポンプ普及促進事業」の実績があり、上記案件の関係機関と引き続き連携することが期待される。

このような背景のもと、当案件では、ZEB・ヒートポンプ技術普及拡大のためのロードマップ作成、設備設計能力開発、国際基準を満たすタイ独自のガイドラインの策定支援、金融支援策検討、パイロット事業の実施等を計画している。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、他の調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定及び評価6基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 国内準備期間（2023年9月上旬および2023年10月下旬）
  - 1) 要請背景・内容を把握（要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析）の上、調査計画・方針案・現地調査で収集すべき情報を検討する。
  - 2) 評価6項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド（案）（和文・英文）を提案する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
  - 3) 評価グリッド（案）に基づき、ウズベキスタン及びタイ側関係機関（C/P機関等）に対する質問票（案）（英文）を作成し、（JICAウズベキスタン事務所／タイ事務所を通じて）プロジェクト関係者へ送付する。
  - 4) PDM (Project Design Matrix) (案) (和文・英文)、PO (Plan of Operations) (案) (和文・英文)、及び事業事前評価表（案）（和文・英文）の検討をする。
  - 5) 詳細計画策定調査団の打合せ、対処方針会議等に参加する。
- (2) 現地業務期間（2023年9月中旬～2023年9月下旬／2023年11月上旬～2023年11月中旬）
  - 1) JICAウズベキスタン事務所／タイ事務所等との打合せに参加する。
  - 2) ウズベキスタン／タイ側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。
  - 3) 事前に配布した質問票への回答回収や上記2を通じ、情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。

- ア) 要請背景・内容
  - イ) 関連する開発計画、政策、制度
  - ウ) 関連各組織
    - (a) 所掌業務、組織体制、根拠法
    - (b) 人員体制
    - (c) 役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制
    - (d) 予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み
  - エ) 本プロジェクトに関連する他援助機関（EU、世界銀行、NGO等）の活動動向、連携の可能性
  - 4) 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案（プロジェクトの協力期間、実施体制、討議議事録（R/D：Record of Discussions）を他分野の団員とともに検討する。
  - 5) 関係者との協議で合意された内容について、R/D（案）（英文）及び協議議事録（M/M：Minutes of Meetings）（案）（英文）の作成に協力する。得に、PDM案の成果指標の設定について、開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス<sup>1</sup>を踏まえ、主担当としての検討及び取りまとめを行う。
  - 6) 実施機関に対するR/D案を含むM/M案への説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
  - 7) 担当分野に係る調査結果をJICAウズベキスタン事務所及びタイ事務所事務所等に報告する。
- (3) 帰国後整理期間（2023年10月中旬～2023年12月上旬の間の約16日間程度を想定）
- 1) 帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
  - 2) プロジェクトを巡る状況分析や評価6基準の観点から、リスク管理チェックシート（案）に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。
  - 3) 評価6項目（妥当性、整合性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）を作成し、その取りまとめに協力する。
  - 4) 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書（案）を作成する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書

<sup>1</sup> [技術協力 開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス | 事業評価 | 事業・プロジェクト - JICA](#)

を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

(詳細計画策定調査)

(1) 業務完了報告書

2023年12月15日(金)までに提出。

次の1~2、及び収集資料一式を参考資料として添付することとし、電子データにて提出する。

- 1) 事業事前評価表(案)(和文・英文)
- 2) 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)(和文)

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2022年4月-2023年4月追記版)」の「X. 業務実施契約(単独型)」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 報酬単価(月額上限額)の取扱い

本案件は複数国における複数案件の単独業務を一括で公示するため、法人コンサルタントの場合の報酬単価(月額上限額)は「コンサルタント等契約における経理処理ガイドラインの「別添資料2 報酬単価表」の「業務人月 $\leq$ 2.0」の単価を用いて積算下さい。個人コンサルタントの場合は、変更ありません。

(2) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。航空経路は、日本⇄タシケント及び日本⇄バンコクを標準とします。積時点で渡航可能な現実的な経路で計上して下さい。

(3) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR検査代及び隔離期間中の待機費用等も必要に応じて適宜、見積書に計上して下さい。

## 10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

1) 現地業務日程

現地業務期間について、ウズベキスタンは2023年9月中旬～下旬10日間前後、タイは11月上旬～中旬10日間前後を予定しています。

JICA の調査団員は本業務従事者と同時若しくは数日遅れて現地調査を開始し、本業務従事者より数日前に現地調査を終える予定です。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。

2) 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- (ア) 総括 (JICA)
- (イ) 協力企画 (JICA)
- (ウ) 案件形成技術アドバイザー (JICA)
- (エ) 評価分析 (本コンサルタント)

3) 便宜供与内容

JICA ウズベキスタン事務所及びタイ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- (ア) 空港送迎：あり
- (イ) 宿舎手配：あり
- (ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)
- (エ) 通訳備上：なし
- (オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

(2) 参考資料

- 1) 本業務に関する以下の資料を JICA 社会基盤部資源・エネルギーグループ (imgne@jica.go.jp) から配布します。

・ 要請書 (英語)

- 2) 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

(ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程 (2022 年 4 月 1 日版)」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則 (2022 年 4 月 1 日版)」

(イ) 提供依頼メール

・ タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」

・ 本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な

な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- 1) 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- 2) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ウズベキスタン事務所／タイ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- 3) 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- 4) 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上